

瀬戸市一般廃棄物処理費用有料化実施計画

令和4年1月

瀬戸市

目次

1 はじめに.....	1
2 家庭系ごみ処理費用有料化の導入について.....	2
(1) 国の動向.....	2
(2) 瀬戸市における経緯.....	2
(3) ごみ処理の状況.....	4
(4) ごみ減量化・資源化の取り組み状況.....	6
(5) ごみ処理経費.....	7
(6) 家庭系ごみ処理費用有料化の実施状況.....	7
3 家庭系ごみ処理費用有料化の目的と期待する効果.....	8
4 家庭系ごみ処理費用有料化の制度内容.....	10
(1) 実施時期.....	10
(2) 有料化に併せて実施する施策.....	10
(3) 有料化の対象とするごみ.....	11
(4) 手数料負担の仕組み.....	12
(5) 手数料の設定.....	13
(6) 新しい指定ごみ袋.....	16
(7) 有料化の対象から除外するごみ.....	16
(8) 手数料収入の使途.....	16
(9) 現在の指定ごみ袋の取り扱い.....	16
5 円滑な実施に向けた取り組み.....	17
(1) 市民への周知啓発の徹底.....	17
(2) 不適正排出等の対策.....	18
6 事業系ごみの減量に向けた取り組み.....	18
7 計画推進に向けて.....	19

1 はじめに

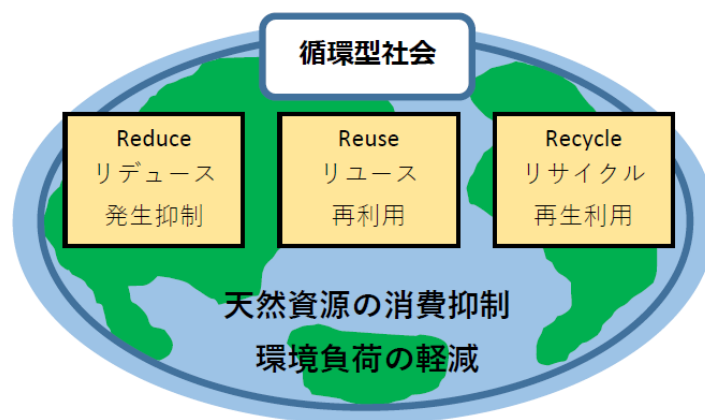
わたしたちは、美しい地球を良好な環境のまま未来の世代に引き継いでいく責務があります。「もの」を大量に生産し消費する経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、近年の温室効果ガスの排出による地球温暖化の問題をはじめ、天然資源の枯渇の懸念など、様々な環境問題を引き起こしています。

地球規模の環境問題が深刻化する中、持続可能でより良い世界を目指し、国際目標として SDGs（持続可能な開発目標）が平成 27 年に国連で採択されました。SDGs は、2030 年を期限とする 17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットからなっており、ごみの適正管理（ゴール 11）や食品ロスの削減や資源の有効利用の推進（ゴール 12）など、ごみ・リサイクル事業に関わるゴール・ターゲットも多く含まれています。

また、国は平成 30 年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、国際的な問題となっている食品ロス対策や海洋プラスチックごみ問題への対処などが必要であるとし、プラスチックやバイオマスなどの徹底した資源循環を掲げ、令和元年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、令和 3 年 6 月には「プラスチック資源循環促進法」が公布されています。

循環型社会とは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会のことをいいます。循環型社会を実現するためには、私たち一人ひとりが、毎日の生活の中で 3R の取り組みを進めていくことが非常に大切です。

ごみ減量は私たちにもできる環境保全のひとつであり、一人ひとりが毎日の生活の中で 3R の取り組みを進めていくことが重要です。



2 家庭系ごみ処理費用有料化の導入について

(1) 国の動向

環境省は、平成 17 年 5 月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を改正しました。この改正では、市町村の役割として「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び市民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との記述が追加され、国の方針として家庭系ごみ有料化を推進することが明確化されています。

また、市町村がごみの有料化の導入や制度内容を見直す際の参考とすべく「一般廃棄物処理有料化の手引き」を平成 19 年 6 月に作成(平成 25 年 4 月に改定)し、市町村の家庭系ごみ有料化を国全体の施策の方針として示しています。

(2) 瀬戸市における経緯

瀬戸市(以下、「本市」という。)では「瀬戸市一般廃棄物処理基本計画(計画期間：平成 26 年度～令和 5 年度)(以下、「基本計画」という。)」を策定し、循環型社会の実現に向けて「意識改革・協働」「発生抑制」「資源化」「適正なごみ処理」を基本方針とし、更なるごみ減量や 3R の推進に向けて様々な施策に取り組んできました。

基本計画では、更なる循環型社会への構造転換を図るための施策を掲げ、その進捗を評価するものとして数値目標を設定しており、家庭系・事業系の総ごみ・資源物排出量の数値目標は令和 5 年度 36,000t(表 1)、これを達成するための参考指標として家庭系 1 人 1 日あたりのごみ排出量(資源物は除く)を 483g/人・日(表 2)に設定していますが、計画を策定した平成 26 年度以降、ごみ排出量はほぼ横ばいの状況が続いており、循環型社会への転換に向けて、これまで以上にごみ減量に取り組む必要があります。特に、家庭系ごみの排出量は人口の減少にも関わらず増加傾向にあり、未だ十分な減量化・資源化には至っていません。

このような状況を受け、基本計画に掲げる「家庭系ごみの適正負担の検討」については、平成 31 年 2 月の「瀬戸市環境衛生審議会(以下、「審議会」という。)」において「一般廃棄物処理費用にかかる適正負担について」諮問し、慎重かつ十分な審議を重ねた結果、令和 3 年 3 月に「「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成 28 年環境省告示第 7 号)に従い、一般廃棄物処理費の有料化の推進を早期に図られたい」と答申がありました。

本市では、この答申を受け令和 3 年 7 月に有料化制度についての基本的な考え方をまとめた「瀬戸市一般廃棄物処理費用有料化基本方針(以下、「有料化基本方針」

という。)」を策定しました。瀬戸市一般廃棄物処理費用有料化実施計画(以下、「本計画」という。)は、有料化基本方針を基に、パブリックコメント等でいただいたご意見を踏まえ、有料化制度の導入に必要な具体的な実施内容をまとめたものです。

項目	目標値 (令和5年度)	実績 (令和2年度)
家庭系・事業系の総ごみ・資源物排出量	36,000 t	40,460 t

(表1) 基本計画における数値目標と実績

項目	参考目標値 (令和5年度)	実績 (令和2年度)
資源化率 (家庭から排出される不要物のうち資源物の割合)	26.4%	17.3%
1人1日あたりのごみ排出量(家庭系+事業系) (家庭及び事業所から排出されたごみ量(資源物は除く))	609g/人・日	741g/人・日
家庭系1人1日あたりのごみ・資源物排出量	656g/人・日	683g/人・日
家庭系1人1日あたりのごみ排出量 (家庭から排出されたごみ量(資源物は除く))	483g/人・日	565g/人・日

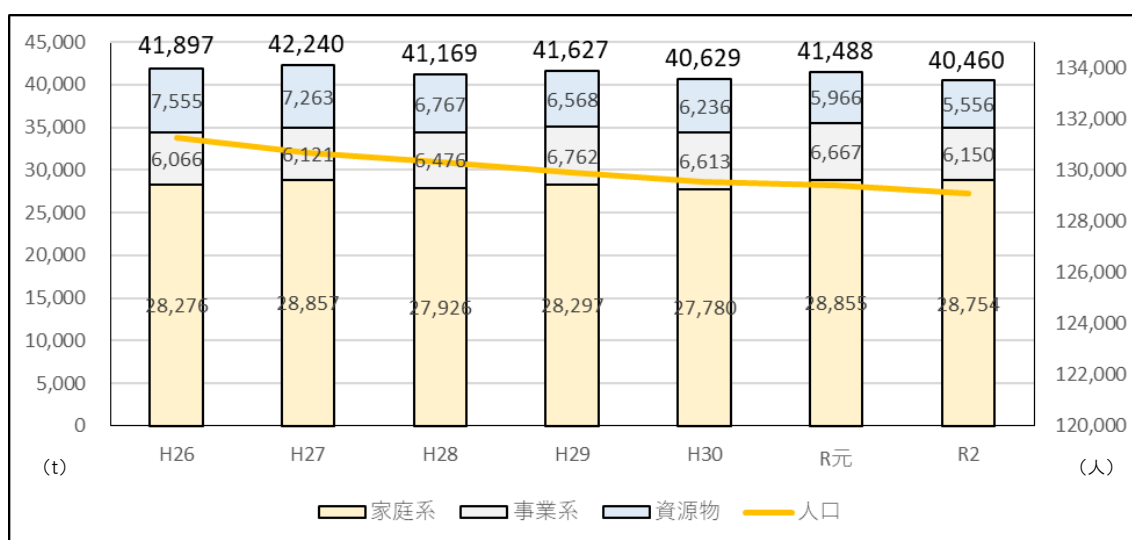
(表2) 基本計画の数値目標に付随する参考指標と実績

(3) ごみ処理の状況

市で処理するごみ(一般廃棄物)は、生活から生じる家庭系ごみと事業活動から生じる事業系ごみに分けられます。

基本計画の計画期間における人口とごみ・資源物排出量の推移は(図1)のとおりです。家庭系ごみの総排出量は、平成26年度は28,276t、令和2年度は28,754tであり、この7年間で増減を繰り返していますがほぼ横ばいの状況であり、減量が進んでいないことが分かります。

一方で本市の人口は年々減少しており、令和2年度は129,096人でした。



(図1)人口とごみ・資源物排出量の推移

*家庭系ごみには、市民が直接晴丘センターへ持ち込んだ量も含まれます。

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
家庭系ごみ(t)	28,276	28,857	27,926	28,297	27,780	28,855	28,754
燃えるごみ(t)	26,787	27,199	26,324	26,790	26,169	27,181	26,919
燃えないごみ(t)	926	929	853	926	978	1,021	1,130
粗大ごみ(t)	563	729	749	581	633	653	705
資源物(t)	7,555	7,263	6,767	6,568	6,236	5,966	5,556
事業系ごみ(t)	6,066	6,121	6,476	6,762	6,613	6,667	6,150
人口(人)*	131,269	130,676	130,298	129,900	129,550	129,410	129,096
世帯数(世帯)*	53,928	54,388	54,916	55,388	55,942	56,666	57,163

(表3)人口とごみ・資源物排出量の推移

*人口及び世帯数は翌年度4月1日時点のものです。

また、家庭系ごみ 1 人 1 日あたりの排出量(資源物除く)の推移は(表 4)のとおりであり、平成 26 年度以降は若干増加傾向にあることが分かります。

本市では、毎年、集積所に排出された燃えるごみを無作為抽出し、ごみの組成を調査しており、その結果から、収集した燃えるごみの中には再生利用が可能な資源物、特に紙類が多く含まれていることが分かっています(表 5)。

市民一人ひとりが資源分別を徹底することで、増加傾向にあるごみの排出量をいかに減量していくかが、本市の課題となっています。

	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
1 人 1 日あたりの排出量 (資源物除く)	558	569	557	562	560	564	565

(表 4)家庭系ごみ 1 人 1 日あたりの排出量(資源物除く)の推移(g/年・人)

	燃えるごみ排出量 (t)	資源混入率 (%)	
			紙類の混入率 (%)
H29	25,464	13.1	12.5
H30	25,263	21.1	15.9
R 元	25,403	12.6	11.5
R2	25,254	8.4	7.8

(表 5)収集ごみに含まれる資源の混入率(瀬戸市ごみ組成調査より)

(4) ごみ減量化・資源化の取り組み状況

本市における平成 26 年度から令和 2 年度の主なごみ減量化・資源化の施策は、次のとおりです。

年度	月	減量化・資源化の施策内容
平成 26 年度	4	資源リサイクルセンターの持込品目にシュレッター層を追加
平成 27 年度	4	資源リサイクルセンターにて「かえっこ陶器市」を開始
	5	市民・地域・事業者と連携した 5 3 0 イベント「ごみをへらせつと」開催
	7	生ごみの水切りアイデア募集、周知
	10	資源リサイクルセンターの持込品目に使い捨てライターを追加
平成 28 年度	10	地域団体主催リサイクルマーケットの支援
	11	雑がみの分別啓発チラシの作成・配布
平成 29 年度	4	雑がみの回収方法を変更（禁忌品等収集可。透明または半透明の袋に入れて「雑がみ」と書いた紙を貼る）
	6	新たな雑がみに関する啓発チラシの作成・配布
	2	事業者連携によるスーパー等店頭における資源物回収掲載 粗大ごみリユース事業の掲載
	3	食品ロス削減に向けた取組として環境にやさしい親子料理教室の実施
平成 30 年度	4	雑がみの名称をミックスペーパーに変更
	7	「もったいない」をテーマにした絵本の読み聞かせを瀬戸市図書館にて開催
	11	市内事業所に対し「今日から、3 0 1 0 運動！」のチラシ配布
	2	商工会議所を通じ、市内事業所に対し「今日から、3 0 1 0 運動！」のチラシ配布 ミックスペーパーの再生工程がわかるリサイクル工場の見学を実施
令和元年度	8	可燃ごみに含まれる食品ロス削減、ミックスペーパー分別について、折込チラシの作成・配布 食品ロス削減に向けて、食品リサイクル工場の見学を実施
	10	「ごみ非常事態宣言！我が家のごみ、みんなでチェック」と題し、市内 8 ヶ所でごみ減量に関する市民説明会実施
令和 2 年度	10	市ホームページによるごみ減量に関する様々な情報提供
	12	市内民間資源物回収ステーションの掲載
	1	市内事業所に対し、一般廃棄物の適正処理に関する DM の作成・発送

(表 6) ごみ減量化・資源化の施策

(5) ごみ処理経費

現在、本市が収集する粗大ごみを除く家庭系ごみ(燃えるごみ・燃えないごみ・資源物の一部)の処理・処分費用については、全額を税金でまかなっており、令和元年度は約 960,460 千円の処理費用を支出しています。

(6) 家庭系ごみ処理費用有料化制度の実施状況

家庭系ごみ処理費用の有料化とは、ごみの排出量に応じた費用負担を求めることによって、ごみ減量に対する経済的な動機付けにより市民のごみに対する意識の向上を図ることを期待するとともに、ごみ処理に係る負担の公平性に寄与する取り組みです。

有料化制度の実施率は、全国の市区町村で 64.3%であり、すでに約 3 分の 2 の自治体を実施していることとなります。また、愛知県内市町村の実施率は 48.1%です。

既に有料化制度を導入している自治体では、ごみの減量と資源化の推進において大きな効果があることが報告されています。

区分	自治体数	実施自治体数	実施率
全国	1,741	1,120	64.3%
愛知県内	54	26	48.1%

(表 7)家庭系ごみ有料化制度実施状況(令和 3 年 4 月現在)

3 家庭系ごみ処理費用有料化の目的と期待する効果

① 排出抑制や再生利用の推進

ごみ処理手数料を排出者が負担することにより、ごみに対する関心が高まり、処理の流れや費用、分別の必要性への理解が促進されます。その上で、市民一人ひとりにごみを出さないようにする意識が生まれ、ごみの減量や資源化が推進されます。

② 公平性の確保

ごみ処理経費を税金でまかなっている現状では、ごみをたくさん出した場合も、減量に努力した場合も、ごみ処理費用の変化を感じることはありません。しかし、ごみ排出量に応じた費用負担を行うことで、ごみを減らせば負担が軽減されることが実感されます。

家庭系ごみ処理費用有料化により、ごみをたくさん出す人の負担は大きく、減量に努める人の負担を小さくすることで、費用負担の実質的公平性を確保し、さらにごみの減量や分別・資源化に取り組む意欲の向上を図ります。

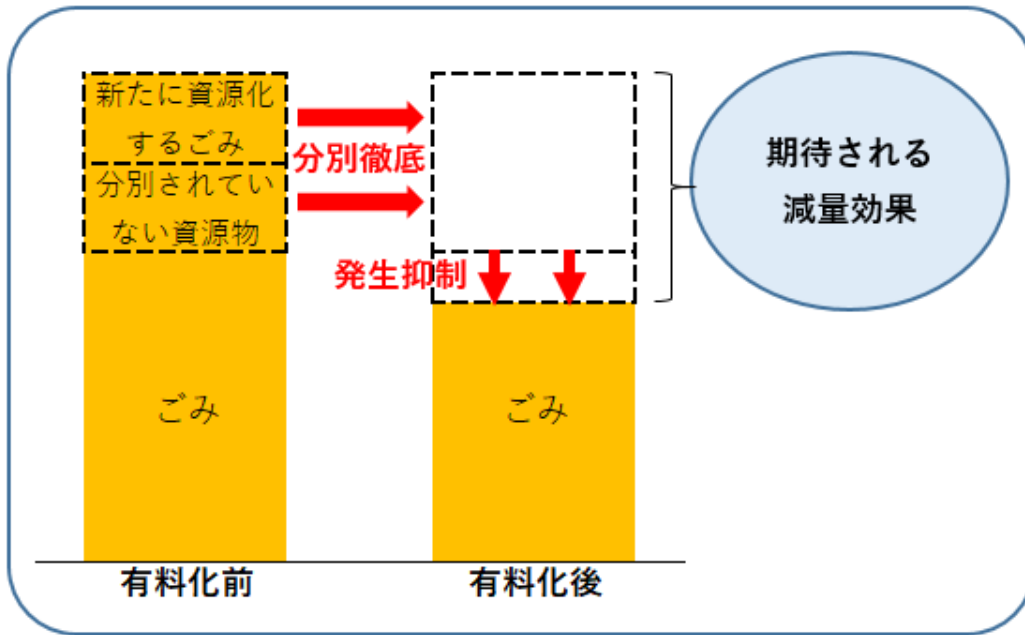
③ 市民や事業者の意識改革

有料化制度を導入すると、ごみの排出機会や排出量に応じて費用負担が発生することになり、また市町村が市民や事業者に対するごみ処理費用等に関する説明の必要性も増大するため、市民や事業者が処理費用を意識し、ごみ排出に係る意識改革につながることを期待され、分別の徹底、再利用の促進などによる発生抑制効果が期待されます。

④ 将来負担の軽減

ごみ減量により焼却施設や設備への負担が軽減され安定的なごみ処理が可能になることや、限りある最終処分場の延命化も図ることができ、環境負荷の低減や地球温暖化防止にもつながるなど、将来世代の負担軽減を図ります。

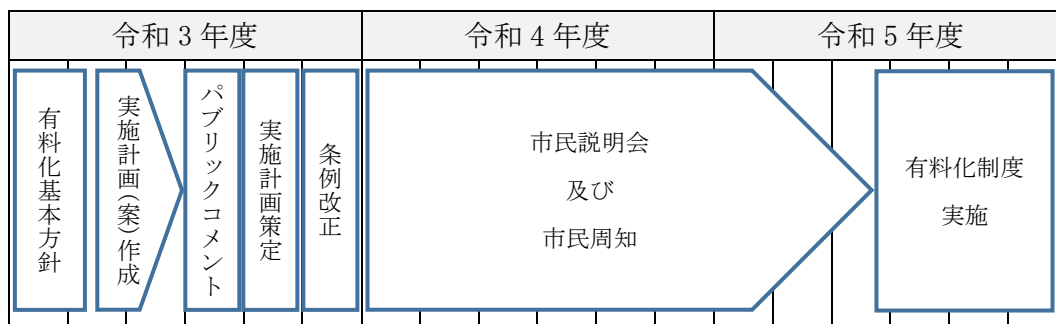
(参考) 有料化による減量イメージ



4 家庭系ごみ処理費用有料化の制度内容

(1) 実施時期

制度の準備期間や周知期間を十分に設ける必要があることから、令和5年9月から実施する予定です。



(2) 有料化に併せて実施する施策

家庭系ごみの減量化・資源化の拡大を図るためには、有料化だけではなく、その導入に併せて、市民のごみ減量行動を促進する他の施策や市民サービスの向上を図る必要があります。

手数料収入の一部を活用し、有料化と併せて実施すると効果的な施策を計画的に進めるとともに、減量効果を高めるような見直しを随時実施していきます。

① 資源回収品目の拡大

有料化によるごみ排出者の減量行動として、従来ごみとして排出していたものの中に含まれた資源化可能物を資源として分別排出し、「資源化」することがあります。

そこで、新たな資源回収品目として「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、「プラマーク付き容器包装」の収集を開始します。

また、更なる資源化推進を図るため、現在の分別区分では燃えるごみとしている剪定枝について堆肥化、チップ化等資源化の方法を検討し、資源品目の拡大を目指します。その他の品目についても順次資源化の検討を行い、資源回収品目の拡大を進めます。

これらについては、資源物としての収集体制が整い次第、実施します。

② 資源物等の受入れ体制の拡充

公共施設だけではなく民間の資源回収ステーション等も含めて活用を案内する等、資源物等の受入れ体制の拡充を図るとともに利用しやすい環境を整えます。

また、自主的に資源物の回収活動を行う団体に対し交付している「瀬戸市ごみ減量活動奨励金」につき、より幅広い市民に活用してもらえるように制度の見直しを図ります。

③ ごみの分別辞書の拡充

有料化制度の導入に併せてごみの分別区分を変更するため、現在は市ホームページでしか公開していないごみ分別辞書「へらせっと大辞典」を小冊子にまとめて市内全世帯へ戸別配布することにより、分別区分の変更点を市民に正しく理解いただけるよう努めます。また、分別辞書については、随時内容の見直しを実施します。

(3) 有料化の対象とするごみ

家庭系ごみのうち、市内のごみ集積所で週2回収集している「燃えるごみ」と予約制で戸別収集している「燃えないごみ」を有料化の対象とします。「粗大ごみ」については、すでに処理手数料の一部をご負担いただいているため、今回の有料化制度導入に伴う運用の変更は行わないこととします。

また、現在は袋に入れずに出せるものとしている剪定枝、ふとん、じゅうたん、ホットカーペットについても有料化の対象とし、縛ったものに袋を貼付する等の方法により他の家庭系ごみと同様に手数料徴収を行います。

また、燃えるごみからの資源分別の徹底を図るため、集積所で定期収集している資源物(びん、缶、ペットボトル、発火性危険物、紙類、古布)については従来どおりの収集とし、有料化の対象外とします。新たに資源回収を行う「プラマーク付き容器包装」についても貴重な資源物となることから、有料化の対象外とします。

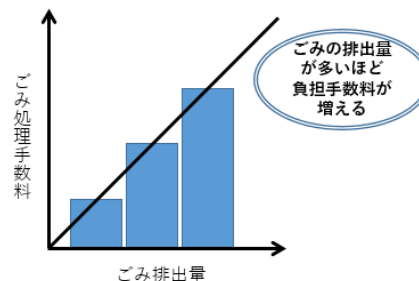
◎集積所で収集しているごみ

区分	現在	有料化後
燃えるごみ 燃えないごみ	指定ごみ袋 (手数料上乘せなし)	新指定ごみ袋 (手数料上乘せあり)
粗大ごみ	処理券貼付 (手数料 840 円徴収)	処理券貼付 (手数料 840 円徴収)
資源物 びん・缶・ペットボトル・紙類・ 古布・発火性危険物	指定資源回収かごなど	指定資源回収かごなど
プラマーク付き容器包装	—	新指定資源回収袋 (手数料上乘せなし)

(4) 手数料負担の仕組み

① 手数料の賦課方式

有料化の主な目的は「ごみ減量と資源化の推進」であることから、市民にとって分かりやすく、最も効果が期待できる方式として、ごみの排出量に手数料が比例する「排出量単純比例型」とします。



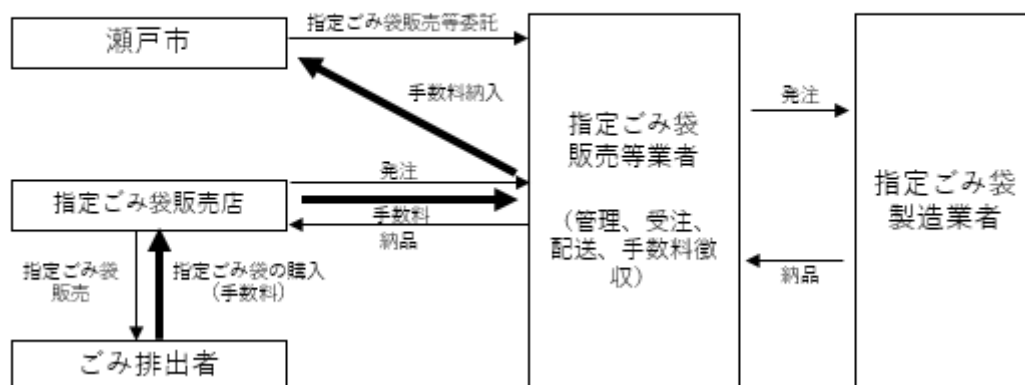
② 手数料の徴収・納入方法

市民にとって取り扱いが容易で、ごみ減量の効果が実感しやすく、負担の公平性が確保される等の利点から、「指定ごみ袋制」とします。

「指定ごみ袋制」による手数料徴収は、「指定ごみ袋販売店で市民が指定ごみ袋を購入すること」が「手数料を納めること」になり、指定ごみ袋販売等業者を通じて市に手数料が納入されるものです。

なお、指定ごみ袋販売等業者は、ごみ袋の作成、保管及び販売の実績、確実な手数料収納体制の構築と市との連携の必要性を考慮し、決定していきます。

【手数料の納入方法】



(5) 手数料の設定

家庭系ごみ処理手数料の設定にあたっては、すでに有料化制度を導入している他自治体のごみ減量状況や隣接自治体における市民のごみ処理手数料の負担水準を参考とし、継続して減量効果が得られる金額に設定します。

手数料となる指定ごみ袋の販売価格は表のとおりであり、袋の容量に応じてごみ処理費用の一部を、ごみの排出者に負担していただくこととします。

なお、資源分別によるごみ減量は使用する袋を小さくすることでより効果的に意識付けされるため、30リットルと20リットルサイズの袋の価格は、45リットルサイズの袋に比べて割安に設定します。

(燃えるごみ指定袋)

容量	(大)45ℓ	(小)30ℓ	(特小)20ℓ
ごみ袋1枚あたりの手数料	50円	30円	20円
販売価格(10枚入/袋)	500円	300円	200円

(燃えないごみ指定袋)

容量	(大)40ℓ	(小)20ℓ
ごみ袋1枚あたりの手数料	40円	20円
販売価格(10枚入/袋)	400円	200円

※指定ごみ袋販売店では、すべてのサイズを1袋(10枚入)単位で販売します。

※指定ごみ袋販売価格は手数料額のため、全ての指定ごみ袋販売店で同額です。

※指定ごみ袋は、イベント等の景品にすることはできません。

設定した手数料は、有料化制度の実施後も毎年その状況や効果の把握などで制度評価を行い、5年に一度の基本計画の改定時期に合わせて継続した減量効果が得られるように見直しを行います。

【参考】

●家庭系ごみ 1 リットル当たりの処理費用算出

	H29	H30	R1	3 か年平均
収集運搬費用(千円)	479,029	488,198	477,230	481,486
処理・処分費用(千円)	454,481	495,696	483,230	477,802
ごみ処理費用合計(千円)	933,510	983,894	960,460	959,288
燃えるごみ収集量(t)	25,463	25,263	25,402	25,376
燃えないごみ収集量(t)	815	850	852	839
収集量合計(t)	26,278	26,113	26,254	26,215

A・・・ごみ処理費用:3 か年平均 959,288 千円

B・・・収集量合計:3 か年平均 26,215 トン

ごみ1kg あたりのごみ処理費用(A/B):36.6 円/kg(小数点第 2 位四捨五入)

またごみ組成調査の結果より、ごみの比重を 0.09kg/ℓとして換算すると、

$$36.6 \text{ 円} \times 0.09 = 3.294 \text{ 円/ℓ}$$

●ごみ袋の容量に対する処理費用

ごみ袋の容量	45 ℓ	30 ℓ	20 ℓ
実際のごみ処理経費	148.2 円/袋	98.8 円/袋	65.9 円/袋
有料化後の市民負担	50 円/袋	30 円/袋	20 円/袋
(参考)市民負担の割合	33.7%	30.4%	30.4%
瀬戸市のごみ処理経費	36.6 円/kg		

●一世帯あたり年間の手数料負担額の試算

(パターン 1:ごみの排出量が変わらなかった場合)

	① 現行の指定袋の購入費	②有料化実施後の手数料負担額	② - ①
燃える ごみ	45 ℓ 袋 104 ^{*1} 枚 × 12.4 円 = 1,290 円	45 ℓ 袋 104 ^{*1} 枚 × 50 円 = 5,200 円	3,910 円
燃えな いごみ	40 ℓ 袋 2 ^{*2} 枚 × 17.0 円 = 34 円	40 ℓ 袋 2 ^{*2} 枚 × 40 円 = 80 円	46 円
		負担増額	3,956 円

*1:燃えるごみの収集回数:週 2 回実施で年間 104 回

令和元年度実施の「家庭ごみ処理費適正負担調査」の結果から、1 回のごみ出しで出す袋数は 1 袋が最多であった。

*2:燃えないごみの量を令和 2 年 4 月 1 日の世帯数 56,666 で割ると 1 世帯 あたり約 14.8kg の排出であり、組成調査の結果より 1 世帯あたり約 2 袋の排出が見込まれる。

(パターン 2:ごみの減量に取り組んだ場合)

	① 現行の指定袋の購入費	③ 有料化実施後の手数料負担額	③-①
燃える ごみ	45ℓ袋 104 ^{*1} 枚×12.4円=1,290円	30ℓ袋 104 ^{*3} 枚×30円=3,120円	1,830円
燃えない ごみ	40ℓ袋 2 ^{*2} 枚×17.0円=34円	40ℓ袋 1 ^{*4} 枚×40円+20ℓ袋 1 ^{*4} 枚×20円=60円	26円
		負担増額	1,856円

*1:燃えるごみの収集回数:週 2 回実施で年間 104 回

令和元年度実施の「家庭ごみ処理費適正負担調査」の結果から、1 回のごみ出しで出す袋数は 1 袋が最多であった。

*2:燃えないごみの量を令和 2 年 4 月 1 日の世帯数 56,666 で割ると 1 世帯あたり約 14.8kg の排出であり、組成調査の結果より 1 世帯あたり約 2 袋の排出が見込まれる。

*3:令和 2 年度組成調査の結果から、燃えるごみの中に含まれる減量可能なものの割合は資源物が 8.4%、燃えないごみなど不適正排出ごみが 3.2%、プラスチック製容器包装が 7.4%、食品ロスが 10.6%、合計 29.5%であり、使用する指定袋が 45 ℓ から 30 ℓ へ移行できる。

*4:令和 2 年度組成調査の結果から、燃えないごみの中に含まれる減量可能なものの割合は燃えるごみが 6.6%、不適正排出ごみが 2.6%、小型家電など資源化できるものが 29.5%含まれており、合計 38.7%の燃えないごみが減量可能であるため、使用する指定袋のうち 1 枚は 20ℓ へ移行できる。

(6) 新しい指定ごみ袋

① 新しい指定ごみ袋の種類・形状

有料化の実施に伴い、現在の指定ごみ袋(燃えるごみ:黄色、燃えないごみ:桃色)は廃止し、新しい指定ごみ袋を販売します。

新しい指定ごみ袋については、ごみ出し時の利便性向上などの検討を行い、市民説明会やパブリックコメントでいただいたご意見を基に決定します。

② 指定ごみ袋の販売方法

指定ごみ袋制による手数料徴収は、「市民が指定ごみ袋を指定ごみ袋販売店で購入すること」が「手数料を納めること」になり、指定ごみ袋販売店を通じて市に手数料が納入されるものです。新しい指定袋の販売は、令和5年7月(開始の2か月前)からを予定しています。

(7) 有料化の対象から除外するごみ

環境美化促進のため、個人で自主的に地域を清掃いただくものや、自治会や町内会などで地域をボランティア清掃する「地域清掃ごみ」は有料化の対象から除外し、清掃用の袋を配布する等の支援は継続して行います。

また、家庭から出る剪定枝については資源化の方法を調査・検討し、資源物として取り扱う剪定枝は対象から除外する方向で検討します。紙おむつについては、すでに実施している福祉施策との調整を図りながら処理に際しての支援策を検討します。

資源化や支援の具体的な内容については、決定次第周知していきます。

(8) 手数料収入の用途

家庭系ごみ有料化に伴う手数料の収入は、ごみ袋の製造及び流通などの制度運用費用をはじめとするごみに関する事業の財源の一部として活用します。

また、毎年の制度の点検に併せて、手数料収入の用途についても市ホームページ等で公表します。

(9) 現在の指定ごみ袋の取り扱い

有料化制度導入以降は、現在の指定ごみ袋(旧ごみ袋)でごみを出された場合は収集を行いません。旧袋は燃えるごみ、燃えないごみの袋としてはご使用いただけなくなりますが、現在の取り扱いと同様に古布やミックスペーパーなどの資源物回収袋としての使用を継続することとします。旧ごみ袋は買い溜めをすることなく計画的にご使用いただけるように、広報や市ホームページ等で十分な周知を行います。

5 円滑な実施に向けた取り組み

(1) 市民への周知啓発の徹底

家庭系ごみ有料化の導入を円滑に進めるためには、有料化の目的や仕組み等に対する市民の理解、有料化及び廃棄物行政に対する市民の理解と協力が不可欠です。そのため、市民説明会の開催、広報や市ホームページをはじめとし、様々な媒体を活用した情報提供により、十分に説明を行い、周知徹底を図ります。

① 市民説明会の開催

市内20連区を主な単位として、有料化に関する地区説明会を開催します。また、市民からの要望に応じて、場所や回数については柔軟に対応するよう配慮します。説明会では、制度内容、新しい指定ごみ袋の紹介、ごみ減量の具体的な方法、関連施策等を説明していきます。また、外国籍の方に対しては、外国語のパンフレットを用意する等の対応をしていきます。

② 各種周知啓発

市民説明会の開催には、開催回数や参加人数に限界があり、説明会のみではすべての市民に有料化の導入を周知することは困難です。また、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、市民説明会の規模縮小や開催自粛も検討しなければならないことも想定されます。そのため、下記のような媒体を積極的に活用した周知に努めます。

ア 広報やホームページ等による周知

広報や市ホームページでの周知の他に、ラジオやケーブルテレビ等を積極的に活用し、情報提供を行います。

イ 収集車や集積所を活用した周知

市内全域を走行するごみ収集車に有料化実施をPRするシートを貼り付けたり、集積所に啓発看板を設置する等、ごみに関連する場面での情報提供を行います。

ウ 制度内容やごみの出し方等の情報を記載したパンフレットの作成

制度の内容を分かりやすく記載したパンフレットを作成し、自治会を通じて回覧を行います。

エ 公共施設へのポスター掲示、チラシの配布

公共施設へのポスター掲示、利用者へのチラシの配布による制度の周知を行います。

(2) 不適正排出等の対策

家庭系ごみ有料化の導入により懸念される課題として、不法投棄や不適正排出の増加が考えられます。不法投棄、不適正排出等の発生を未然に防ぐための施策を行うとともに、不適正に排出されたごみについては、排出元調査や指導などの対策を実施します。

また、広報や市ホームページによる情報提供、チラシやパンフレットの配布や有料化導入前の市民説明会等、市民への啓発強化を図ります。

① 不法投棄への対応

不法投棄については、現状でも発生している問題であり、警告看板の設置等の対策を講じているところです。有料化の導入により不法投棄が増加することのないよう、パトロールの実施や監視カメラの設置、警察との連携も図りながら、対応を強化していきます。

② 不適正排出への対応

指定ごみ袋に入れられていない、分別ができていない、あるいは収集日が異なる等、不適正に排出されたごみについては、回収できない理由を明示した啓発シールを貼付して回収不可の対応を徹底するとともに、排出元調査を行い適正排出への指導を行います。

また、有料化の実施に伴い屋外でごみを焼却することや近隣市へごみを捨てに行くということが起こらないよう、市民への啓発を行います。

また、不適正排出が多いごみ集積所については、集積所を使用する地域と連携し、監視・指導を強化します。

6 事業系ごみの減量に向けた取り組み

事業系ごみとは、事業所から事業活動に伴って排出されるごみのうち、産業廃棄物以外の一般廃棄物をいいます。事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において処理しなければならないことが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により定められており、市において処理する場合でも、廃棄物の処理に係る原価

相当の手数料を徴収することが望ましいとされています。

本市から排出される事業系ごみは、排出事業者が自らの責任において尾張東部衛生組合晴丘センターに搬入し、処理手数料 10 キログラムにつき 200 円を負担していることから、今回の有料化制度の対象にはなりません。事業系ごみについても排出事業者に対する適正処理に関する啓発の実施や一般廃棄物収集運搬業許可業者へ収集した廃棄物の資源化徹底に関する依頼を行うなど、資源化を促進する施策を検討していきます。

7 計画推進に向けて

本計画は、基本計画で掲げた「家庭系ごみの適正負担」を具体的に実施し、ごみの排出抑制と適正処理を推進するためのものです。

家庭系ごみ処理費用有料化はごみ減量に大きな効果があり、有限な資源を効率的に利用するとともに再生産を行い持続可能な形で利用していく「循環型社会」の形成に資する施策です。

しかし、この取り組みは市民の負担を伴う制度でもあり、市民の理解と協力がなければ前へ進めていくことができません。

このため、有料化制度の実施後も毎年その状況や効果の把握などで制度評価を行い、必要に応じて、5年に一度の基本計画の改定時期に合わせて見直します。制度評価や見直しの結果は、広報や市ホームページ等で公表し、市民の理解と協力を継続して得られるような運用を行います。

